

岡山大学病院地域連携研修内規

学 長 裁 定
制定 令和元年10月30日

(趣旨)

第1条 この内規は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、岡山大学病院（以下「病院」という。）と地域の医療機関等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、病院における地域連携研修について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 地域連携研修は、診療科長（歯科及び口腔外科にあつては部門長）又は中央診療施設等の長（以下「診療科長等」という。）の監督を受け、指導教員の指導の下で、病院において医療に関する研修を行うこととする。

2 地域連携研修を受ける者（以下「研修受講者」という。）について、研修の内容によって、次のとおり名称を付与するものとする。

一 地域連携研修の中で、診療に従事しない者を地域連携研修登録医（以下「研修登録医」という。）とする。

二 地域連携研修の中で、必要な診療に従事する者を地域連携診療登録医（以下「診療登録医」という。）とする。

3 地域連携研修ができる者は、第4条の規定による許可を受け、次の要件を満たす者とする。

一 医師免許取得後2年以上、又は歯科医師免許取得後1年以上を経過していること。

二 地域連携研修登録医登録直前の1年間に地域医療貢献実績、または研究活動実績を有すること。

(申請)

第3条 地域連携研修の許可を受けようとする者は、病院長に申請するものとする。申請にあたり提出を求める書類は次のとおりとする。

一 申請書（別記様式第1号）

二 履歴書

三 所属長（診療科長等を含む。）又は所属する都道府県医師会会長若しくは歯科医師会会長の推薦書

四 地域医療貢献実績、または研究活動実績に関する資料

2 前項の申請は、受入れを希望する診療科（歯科及び口腔外科にあつては部門）又は中央診療施設等（以下「診療科等」という。）ごとに研修開始の日の2か月前までに行うものとする。

(許可)

第4条 病院長は、第2条第3項各号に定める要件を満たし、前条に定める申請を審査した結果、適切であり、かつ、病院の診療業務に支障がないと認めたとき、当該診療科長等の同意を得て、その研修を許可する。

(登録)

第5条 病院長は、前条の規定により研修を許可したときは、助教以上の教員の中から指導教員を定め、別記様式第2号の地域連携研修台帳に登録し、別記様式第3号の地域連携研修許可証を交付するものとする。

(研修期間)

第6条 研修期間は、1年以内とする。ただし、年度を超えて許可することはできない。

- 2 研修登録医が更新を申請したときは、病院長は当該診療科長等の同意を得て審査し、更新に理由があると認めた場合は、3年を限度としてこれを許可することができる。
- 3 研修登録医が3年を超えて研修延長を希望する時は、理由を付して病院長に申請するものとする。病院長は、審査の結果、更新に真にやむを得ない理由があると認めた場合に限り、年度の範囲内で更新を許可することができる。更新の協議は年度毎に行い、病院長はその都度審査するものとする。
- 4 診療登録医が更新を申請したときは、病院長は当該診療科長等の同意を得て審査し、更新に理由があると認めた場合は、3年を限度としてこれを許可することができる。診療登録医のうち、当該診療登録医としての登録前に本学で労働契約法第18条に定める有期労働契約の期間がある者が診療登録医として登録される場合、その研修期間は、その有期雇用職員の期間も含めて3年を限度とする。
- 5 第2項から第4項までの申請は、研修期間満了日の2か月前までに、別記様式第4号の申請書により行うものとする。

(研修時間)

第7条 研修時間は、研修受講者が次の中から選択する。

- 一 1週間のうち1日4時間
- 二 1週間のうち1日7時間45分
- 三 1週間のうち2日15時間30分（1日は7時間45分とする）
- 四 1週間のうち3日23時間15分（1日は7時間45分とする）

(診療登録医が行う診療)

第8条 診療登録医は、診療科長等の監督を受け、指導教員の指導の下に、研修に必要な診療に従事するものとする。

(雇用)

第9条 診療登録医は、前条で定める診療に従事する場合は、病院において雇用するものとする。その場合の身分は、非常勤職員の中の医員とし、その職名は国立大学法人岡山大学医員等職員就業規則（平成29年岡大規則第15号）第9条第2項に基づき診療登録医とする。

- 2 診療登録医の雇用手続き等、及び給与等の支給に当たっては、病院長が別に定める。

(研修料)

第10条 地域連携研修の研修料は、受入れを許可された診療科等ごとに別表のとおりとする。

(研修料の納付)

第11条 第4条及び第6条第2項から第4項の規定により許可された者は、研修料を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付された研修料は、返還しない。

(地域連携研修の辞退)

第12条 研修受講者が、研修開始前にその研修を辞退しようとするときは、当該診療科長等を経て、直ちに申し出るものとする。

2 研修受講者が、研修開始後にその研修を辞退しようとするときは、当該診療科長等を経て、原則として病院長に研修を辞退しようとする日の2ヶ月前までに願い出なければならない。

(規則の遵守)

第13条 研修受講者は、岡山大学が定める諸規則を遵守しなければならない。

(研修の中止)

第14条 研修受講者が、本学に責のない理由により、研修期間の2分の1を超える期間を研修受講できない場合は、病院長は研修を中止させることができる。

2 研修受講者が第11条及び前条の規定に違反し、若しくは研修受講者としてふさわしくない行為があったとき、病院長は研修を直ちに中止させることができる。

(診療報酬の帰属)

第15条 診療登録医が診療に従事することにより生じたすべての診療報酬は、当該病院に帰属する。

(損害賠償等)

第16条 研修受講者は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第17条 地域連携研修に関する事務は、岡山大学病院総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この内規に定めるもののほか、地域連携研修に関し必要な事項は、病院長が定めることができる。

附 則

この内規は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和3年3月1日から施行する。

2 この内規の施行日前に第3条から第5条の規定に基づき既に申請、許可、登録された、又は現に申請、許可、登録されている地域連携研修の受入診療科は、総合歯科については総合歯科部門、むし歯科については保存歯科部門、歯周科については歯周科部門、クラウンブリッジ補綴科については口腔インプラント科部門、咬合・義歯補綴科については補綴歯科部門、予防歯科については予防歯科部門、歯科放射線・口腔診断科については歯科放射線科部門、歯科麻酔科については歯科麻酔科部門、口腔外科（再建系）については顎口腔再建外科部門、及び口腔外科（病態系）については口腔顎顔面外科部門とみなす。

別 表

	研修料
研修登録医	月額 10,000円

	研修時間	研修料
診療登録医	週 4時間	月額 70,000円
	週 1日7時間45分	月額140,000円
	週 2日15時間30分	月額270,000円
	週 3日23時間15分	月額400,000円

※研修登録医及び診療登録医の研修料は全て税抜き価格である。

別記様式第1号

申請日 年 月 日

岡山大学病院長 殿

氏 名

生年月日 年 月 日

地域連携研修許可申請書

下記のとおり貴院で研修したいので、研修登録医・診療登録医として受入れを許可くださるようお願いします。

なお、地域連携研修を許可された上は、貴大学の地域連携研修内規その他の諸規則を遵守し、指導教員の指示に従うことを誓約します。

記

1. 研修事項	
2. 研修目的（診療登録医の場合は診療が必要な理由を必ず記載すること）	
3. 研修・診療計画（最終的な到達目標等、具体的に）	
4. 研修診療科等	
5. 研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日

以上

※研修登録医，診療登録医いずれかを記入してください。

別記様式第4号

申請日 年 月 日

岡山大学病院長 殿

登録番号

氏 名

生年月日 年 月 日

研修身分

〒

納付書

送付先

地域連携研修期間更新申請書

下記のとおり地域連携研修期間の更新を許可くださるようお願いします。

記

1. 研修事項	
2. 研修目的（診療登録医の場合は診療が必要な理由を必ず記載すること）	
3. 研修診療科等	
4. 更新を必要とする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5. 更新を必要とする理由	
6. 研修・診療計画（更新による最終的な到達目標等，具体的に）	

以上

表

許可証

裏

岡山大学病院地域連携研修許可証

下記のとおり，岡山大学病院地域連携研修を許可する。

記

登録番号
氏名
研修年
指導
研修身
指研月
研修療
期教科
間教期

研修登録医 ・ 診療登録医

年 月 日

岡山大学病院長 印

1. この許可証は，岡山大学病院において研修を行う場合は必ず携帯し，係員から請求があった場合は呈示しなければならない。
2. この許可証は，他人に貸与し，又は譲渡することはできない。
3. この許可証を紛失したときは，直ちに発行人に届け出なければならない。
4. この許可証は，この許可証に記載の研修期間が満了したとき，又は地域連携研修の辞退等により資格を失ったときは，直ちに発行人に返付しなければならない。